

奈良県広域水道企業団議会会議規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月27日

奈良県広域水道企業団議会議長 吉田 雅範

奈良県広域水道企業団議会規則第1号

奈良県広域水道企業団議会会議規則等の一部を改正する規則
(奈良県広域水道企業団議会会議規則の一部改正)

第1条 奈良県広域水道企業団議会会議規則(令和7年2月議会規則第1号)
の一部を次のように改正する。

「第7章 表決(第54条—第63条)	「第
第8章 請願(第64条・第65条)	第
第9章 秘密会(第66条・第67条)	第
第10章 辞職及び資格の決定(第68条—第71条)	第
目次中 第11章 規律(第72条—第75条)	第
第12章 懲罰(第76条—第80条)	第
第13章 会議録(第81条—第83条)	第
第14章 協議又は調整を行うための場(第84条)	第
第15章 議員の派遣(第85条)	第
第16章 補則(第86条)	第
	」

7章 表決(第54条—第63条)

8章 委員会(第64条—第64条の9)

9章 委員長及び副委員長の互選(第65条・第65条の2)

10章 請願(第66条—第66条の7)

11章 秘密会(第67条・第67条の2)

12章 辞職及び資格の決定(第68条—第71条)

13章 規律(第72条—第75条)

に改める。

14章 懲罰(第76条—第80条)

15章 会議録(第81条—第83条)

16章 協議又は調整を行うための場(第84条)

17章 議員の派遣(第85条)

18章 補則(第86条)

」

第2条中「介護」の次に「、看護」を加える。

第14条中「共に」を「とともに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議会運営委員会（以下「委員会」という。）が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長名をもって、議長に提出しなければならない。

第17条中「共に」を「ともに」に改める。

第19条第1項中「、及び」を「及び」に改める。

第32条中「共に」を「ともに」に改める。

第36条の見出し中「及び質疑」を「、質疑及び委員会付託」に改め、同条第2項中「説明」の次に「又は委員会の付託」を加え、同項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 会議に付する事件が地方自治法第109条第3項各号に掲げるものであるときは、前項に規定する提出者の説明又は質疑の後、議長が委員会に付託する。

3 前項の規定にかかわらず、委員会提出に係る議案は、委員会に付託しない。ただし、議会の議決で付託することができる。

第36条の次に次の2条を加える。

（付託事件を議題とする時期）

第36条の2 委員会に付託した事件は、第64条の8の規定による報告書の提出を待って議題とする。

（委員長及び少数意見の報告）

第36条の3 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者で第64条の7第2項の手続を行った者が少数意見を報告する。

2 少数意見が2個以上あるときの報告順序は、議長が定める。

3 第1項の報告は、委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、もしくは朗読したときは省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

第37条中「前条第1項」を「第36条第1項」に改め、「質疑」の次に「並びに前条第1項の委員長の報告及び少数意見者の報告」を、「終わったとき」の次に「又は委員会への付託を省略したとき」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（委員長報告等に対する質疑）

第37条の2 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

第38条中「修正案に対する質疑がある場合は、その質疑」を「前条に規

定する質疑」に、「終わったとき討論」を「終わったときは、討論」に改め、同条の次に次の3条を加える。

(委員会の審査又は調査期限)

第38条の2 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第36条の2の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第38条の3 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第38条の4 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、その事件を委員会に再度付託することができる。

第42条中「、及び」を「及び」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(議事進行に関する発言)

第44条の2 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行の発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

第63条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならぬ。

第16章を第18章とし、第13章から第15章までを2章ずつ繰り上げる。

第76条の次に次の1条を加える。

(懲罰動議の審査)

第76条の2 懲罰については、議会は、委員会への付託を省略して議決することができない。

第12章を第14章とし、第11章を第13章とする。

第70条の次に次の1条を加える。

(資格決定の審査)

第70条の2 前条の要求については、議会は、第36条第3項の規定にかかるわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

第10章を第12章とする。

第67条を第67条の2とし、第66条を第67条とし、同条に次の1項を加える。

2 委員会において秘密会を開くときは、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議場」と読み替えるものとする。

第9章を第11章とする。

第64条を第66条とし、同条の次に次の1条を加える。

(請願の紹介の取消し)

第66条の2 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

第65条を第66条の3とし、第8章中同条の次に次の4条を加える。

(請願の委員会付託)

第66条の4 議長は、地方自治法第109条第3項各号に掲げる事項に関する請願については委員会に付託する。ただし、議長において委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第66条の5 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第66条の6 委員会は、請願について、審査の結果を次の区分により意見を付け、議会に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 議会において前項第1号及び第2号等の区分が決定したときは、議長は、紹介議員を通じてその旨を請願者に通知する。

3 採択すべきものと決定した請願で、企業長に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書等の処理)

第66条の7 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第8章を第10章とする。

第7章の次に次の2章を加える。

第8章 委員会

(議長への通知)

第64条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会禁止)

第64条の2 委員会は、議会の会議中は開くことができない。

(委員外議員の発言)

第64条の3 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて、説明又は意見を聞くことができる。

(所管事務等の調査)

第64条の4 委員会が、法第109条第3項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第64条の5 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第64条の6 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第64条の7 委員は、委員会において少数で廃棄された意見は、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者は、その意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告が

なされるまでに、委員長を経て、議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第64条の8 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

(議会の会議に関する規定の準用)

第64条の9 第2条、第11条、第12条、第39条、第40条、第44条、第45条、第53条、第54条、第55条、第56条及び第61条の規定は、委員会について準用する。この場合において、第2条中「議員」とあるのは「委員」と、第2条及び第11条「議長」とあるのは「委員長」と、第12条第1項中「出席議員」とあるのは「出席委員」と、同条第1項及び第2項中「議長」とあるのは「委員長」と、同条第2項中「議員」とあるのは「委員」と、第40条中「議会」とあるのは「委員会」と、第40条及び第44条中「議長」とあるのは「委員長」と、第45条及び第53条中「議員」とあるのは「委員」と、第53条中「会期中」とあるのは「委員会の会議中」と、「議会」とあるのは「委員会」と、第53条及び第54条中「議長」とあるのは「委員長」と、第55条中「議場」とあるのは「委員会の会議場」と、第61条中「議員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第9章 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第65条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、2票以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人を定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第65条の2 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については第4章の規定を準用する。この場合において、第22条中「議会」とあるのは「委員会」と、「議長」とあるのは「委員長」と、第23

条中「議場」とあるのは「委員会の会議場」と、「議員」とあるのは「委員」と、第24条中「議長」とあるのは「委員長」と、「議場」とあるのは「委員会の会議場」と、「出席議員数」とあるのは「出席委員数」と、第25条中「議長」とあるのは「委員長」と、同条第1項中「議員」とあるのは「委員」と、第26条中「議長」とあるのは「委員長」と、第27条中「議員」とあるのは「委員」と、第27条から第29条第2項の規定中「議長」とあるのは「委員長」と、同項から第32条までの規定中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(奈良県広域水道企業団議会傍聴規則の一部改正)

第2条 奈良県広域水道企業団議会傍聴規則（令和7年2月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法第130条第3項」の次に「及び奈良県広域水道企業団議会運営委員会条例（令和7年11月条例第1号）」を、「会議」の次に「及び委員会（以下「会議」という。）」を加える。

第3条第2項中「議長」の次に「又は委員長（以下「議長等」という。）」を加える。

第4条中「議長」を「議長等」に改める。

第5条の見出しを「傍聴席へ入ることができないもの」に改め、同条第1項中「次の各号のいずれか」を「次に」に改め、同条第1号中「銃器」の次に「、棒」を加え、「危険なものを持っている」を「人に危害を加えるおそれのある物を携帯している」に改め、同条第2号及び第3号を次のように改める。

2 ビラ、幕、たすきその他の議場及び委員会の会議場（以下「議場等」という。）に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し又は着用しているもの

3 前2号に規定する物のほか、会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第5条第1項第5号中「議事」を「会議等」に、「を疑うに足りる顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同条に次の2項を加える。

2 議長は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第3号までに規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

第6条の見出し中「議場」を「議場等」に、同条中「議場」を「議場等」

に改める。

第7条を次のように改める。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静肅にすること。
- (2) 議場及び委員会の会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場及び委員会の会議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議等を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

第10条中「議長」を「議長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。